平成２４年（フ）第１０５２６号
東京都荒川区荒川２丁目１－６－301
債務者　岡本　徳康
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５２７号
東京都足立区大谷田５丁目15―16―106
債務者　瓜田　敏明
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５４３号
東京都世田谷区南烏山４丁目10―19　田中方201
債務者　石田久美子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５６５号
東京都西東京市下保谷４―13―３、住民票上の住所東京都稲城市矢野口2707－６
債務者　千代谷雅樹
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５７２号
東京都北区赤羽１丁目60―８―303
債務者　春木　珠里
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５７３号
東京都昭島市中神町1256　都営中神アパート２棟109
債務者　池津　芳子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５７４号
千葉県船橋市金杉９丁目32―１
債務者　成田　崇博
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５９７号
東京都台東区根岸３丁目９―18　第２根岸レジデンス302
債務者　西桐　政司
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７２２号
横浜市（以下秘匿）、旧住所横浜市南区中村町５丁目338番地
債務者　尹　　ア榮
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０６号
横浜市中区大和町１丁目１番地　こぐまやビル102号室
債務者　北林　利昭
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４４号
横浜市泉区西が岡１丁目10番地２
債務者　山田　茂樹
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４５号
横浜市泉区西が岡１丁目10番地２
債務者　山田ちづる
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２３号
静岡市駿河区東新田３丁目５番20号　ウエストビレッジ３－Ａ、旧住所静岡市駿河区中島439番地の11
債務者　池ヶ谷正人
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６２号
静岡県焼津市石津港町15番地の11
債務者　村松多津子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３４号
東京都八王子市台町３丁目27番22号リフレこのえ205号
債務者　神村　幸子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部